

## 介護職員等特定処遇改善加算について

介護職員等特定処遇改善加算について、照島会としての考え方は、下記のとおりです。

### 記

- ・事業所単位ではなく法人単位で考える。
  - ・①経験・技能ある介護職員、②他の介護職員、③その他の職種 の3グループに分ける。
  - ・グループ分けの基準日は毎年度4月1日とする。
  - ・①経験・技能ある介護職員とは、当法人での経験10年以上の介護福祉士とし、他事業所での経験は考慮しないこととする。
  - ・②他の介護職員とは、週20時間以上勤務する介護士とする。
  - ・③その他の職種とは、特養・デイ職員で①②に該当しない者とする。なお、440万円以上の職員と週20時間未満勤務の者、居宅支援事業所の職員は除く。
  - ・①の職員の平均の処遇改善額は②の職員の平均処遇改善額の2倍以上とする。
  - ・②の職員の平均の処遇改善額は③の職員の平均処遇改善額の2倍以上とする。
  - ・特定処遇改善加算対象外の居宅支援事業所職員（440万円未満）へは、法人の自己資金から支給する。
  - ・特定処遇改善手当額は、グループ毎に支給基準額を決め、それに支給比率と常勤換算率を乗じた額となる。
  - ・支給日は12月賞与支給時と3月30日とする。
  - ・賃金改善以外の取り組みは以下のとおりです。
- ① 働きながら介護福祉士取得を目指す職員に実務者研修等への受講支援を行っています。
  - ② 雇用管理改善のため管理者の研修受講に努めます。
  - ③ ストレスチェック等によりこころの健康等の健康管理面を強化します。
  - ④ 非正規職員のうち希望する者を正職員へ転換を図ります。